明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

電子情報指導科	電子科 （コンピュータ制御科） （情報処理科） （メカトロニクス科）
建築指導科	建築科 （建設科） （防水科） （左官・タイル科） （配管科） （木工科）

4　実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了した者であつて、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者の受けることができる免許職種は、その者が修了した次の表の上欄に掲げる訓練科に係る実務経験者訓練技法習得コースに応じ、同表の下欄に掲げる免許職種とする。

実務経験者訓練技法習得コースの訓練科	免許職種
熱処理科	熱処理科
塑性加工科	塑性加工科
溶接科	溶接科
機械科	機械科
電子科	電子科
電気科	電気科
コンピュータ制御科	コンピュータ制御科
発変電科	発変電科
送配電科	送配電科
電気工事科	電気工事科
木工科	木工科
建築科	建築科
建設科	建設科
防水科	防水科
左官・タイル科	左官・タイル科
配管科	配管科
メカトロニクス科	メカトロニクス科
情報処理科	情報処理科

塑性加工科	塑性加工科
溶接科	溶接科
電気科	電気科
電子科	電子科
コンピュータ制御科	コンピュータ制御科
電気工事科	電気工事科
自動車整備科	自動車整備科
内燃機関科	内燃機関科
建築科	建築科
木工科	木工科
配管科	配管科
メカトロニクス科	メカトロニクス科
情報処理科	情報処理科
塗装科	塗装科
デザイン科	デザイン科